

お知らせ

平成 28 年 8 月 19 日
J A R D 保証事業センター

スプリアス確認保証業務を 9 月 1 日から開始（お知らせ）

本年 6 月 3 0 日付で、総務省公示「アマチュア局の無線設備の保証に関する要領」の一部が改正され、保証の対象として、スプリアスの確認に係る保証（以下「スプリアス確認保証」という。）が追加されました。

これを受け、J A R D では、「アマチュア局保証業務規程」に新たに「スプリアス確認保証」業務を追加し、去る 8 月 1 日付けで、改正業務規程を総務大臣あてに提出し、本年 9 月 1 日からスプリアス確認保証業務を開始することとなりました。

このスプリアス確認保証を受け、総合通信局等へ「スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）」を提出すれば、平成 1 9 年 1 1 月以前に製造された旧スプリアス規格機器であっても、平成 3 4 年 1 2 月以降も使用することが可能となるものです。

平成 2 8 年 9 月 1 日からスプリアス確認保証願を受け付けますので、詳しくはこちらの[「スプリアス確認保証手続きガイド」](#)をご覧ください。

J A R D では、本年 2 月から実施してきた旧スプリアス規格機器の実態調査の結果等を踏まえ、保証可能機器を[別表](#)のとおり取りまとめました。現在のところ旧技適機種及び J A R L 登録機種の 8 割をカバーしています。

今後、保証対象機器を追加して参りますので、引き続きスプリアス実態調査にもご協力をお願いします。

なお、自作機器や別表にない機器については、同時に開始する J A R D 実測サービスを利用することも可能です。

旧スプリアス規格機器をお持ちで、平成 3 4 年 1 2 月以降もご使用になりたい方は、お早めに、スプリアス確認の手続きをお進めください。

本件についてのご照会等は以下をお願いします。

※スプリアス確認保証の手続きに係るホームページからのご案内は、9 月 1 日からになります。

〔お問い合わせ先〕

J A R D 保証事業センター（スプリアス確認保証担当）

電 話 0 3 - 3 9 1 0 - 7 2 8 6

F A X 0 3 - 3 9 1 0 - 7 2 7 7

E-mail sp-con@jard.or.jp